

令和6年度 テールゲートリフター特別教育講師養成講習費用助成について
(令和5年度受講分)

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 前年度に、千葉県内の営業所に勤務する従業員が陸災防千葉県支部で、テールゲートリフター特別教育講師養成講習を受講し、資格を取得した
ものとする。
期間：令和5年4月1日～令和6年3月末日
3. 申請受付期間 令和6年6月1日～令和7年2月6日午後5時必着
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
(全てA4サイズで作成)
(1)令和6年度テールゲートリフター特別教育講師養成講習費用助成実績報告書
(2)テールゲートリフター特別教育講師養成講習修了証のコピー
(3)領収書・インターネットバンキングの振込結果(確定済・承認済等)のコピー
※宛名が会社名のもの
5. 助成人数 一事業者当たり、上限5名
6. 助成金額 一人当たり、15,000円
7. 助成金交付日 令和6年 6月～ 7月受付 … 令和6年 9月末日交付
令和6年 8月～ 10月受付 … 令和6年12月末日交付
令和6年11月～ 12月受付 … 令和7年 2月末日交付
令和7年 1月～ 2月受付 … 令和7年 3月末日交付

令和6年度 テールゲートリフター特別教育講師養成講習費用助成について

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 陸災防 千葉県支部で、千葉県内の営業所に勤務する従業員が、テールゲートリフター特別教育講師養成講習を受講し、資格を取得したものである。
3. 受講期間 令和6年4月1日～令和7年3月末日
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. 助成人数 一事業者当たり、上限5名
5. 助成金額 一人当たり、15,000円
(千ト協が陸災防千葉県支部へ直接支払う)
※受講料と助成金額の差額は事業者負担
6. 受講方法 陸災防 千葉県支部 (TEL: 043-248-5222) に予約し、受講すること。